

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は透明性の高い経営の実現と企業価値の継続的な向上により、株主、投資家の皆様をはじめ、顧客・取引先・社会から信頼され、継続して成長できる企業でありつづけるために、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要課題の1つとして位置付けております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1－2④】

現在、当社における機関投資家や海外投資家の持株比率は相対的に低いと考えており、議決権電子行使プラットフォームの利用は実施を予定しておりません。

今後、機関投資家や海外投資家の持株比率の推移を踏まえつつ、検討してまいります。

【補充原則2－4①】

当社では、人種、国籍、年齢、性別などお互いを尊重し受け入れることにより、多様なバックグラウンドをもつ社員一人ひとりが生き活きと働き活躍できる組織を目指します。なお、多様な人材の活躍がイノベーション創出や企業価値向上及び健全かつ持続的な成長につながると考えております。当社での各項目に関する比率は以下の通りです。

＜2026年3月末時点＞

女性管理職比率:6.1%

外国人管理職比率:0%

中途採用管理職比率:10.2%

現在、当社では各項目に関する測定可能な目標を定めておりませんが、ジェンダーや国籍、採用形態に拘ることなく、経験や能力等を勘案し、多様な人材確保に向けて取り組みを進めていきます。

【補充原則3－1③】

当社は、グループパーパス及び長期経営計画「Next35」のもと、持続的な企業価値向上に向けた取り組みを推進しています。また、経営哲学である「タナカフィロソフィー」で掲げる社是と経営理念の実現を目指して事業活動を行っています。人材こそが資本という考えのもとESGの取り組みを強化し、社会へ貢献することで、すべてのステークホルダーの皆様から存在を期待され、信頼される会社となることを目指します。

＜サステナビリティについての取り組み＞

当社はサステナビリティに関する基本方針を策定し、マテリアリティの特定及びそれぞれKPIとその考え方を設定し取り組みを進めております。

【当社マテリアリティ】

- ・気候変動への取組
- ・人材戦略・人材マネジメントの強化
- ・地域社会との共生で持続可能な社会の実現
- ・コーポレートガバナンスの強化

今後は知的財産への投資に関する情報の開示に向け、取り組みを進めていきます。

【補充原則4－1③】

当社では代表取締役を含めた取締役候補の指名を行うにあたっては、性別、年齢及び国籍の区別なく、各々の人格及び見識やスキル等を十分に考慮し、社外役員の意見も踏まえて選定しております。

また、代表取締役を含めた取締役や監査役がその役割・責務を果たすために必要なトレーニングの機会を提供しておりますが、

現在、最高経営責任者等の後継者育成に関する具体的な計画は有しておりません。

【補充原則4－10①】

当社は報酬制度における透明性及び客観性を高めるため、取締役会の諮問機関として報酬委員会を設置しております。

同委員会は、取締役会によって選定された取締役・監査役で構成され、過半数が社外役員となっております。

また、独立した指名委員会については設置しておりませんが、独立社外取締役2名と独立社外監査役1名を選任しており、取締役の指名などの重要な事項の検討に際しては、豊富な経験と専門的な見地からジェンダー等の多様性やスキルの観点を含め、適切な助言をいただいております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1－4】政策保有株式

当社は製品開発、製造販売の過程に必要な範囲で様々な企業との良好な協力関係を構築し、事業の円滑な推進を図る必要がある他、中長期の経営課題の達成及び企業価値向上のため、必要に応じて取引先の株式を保有することがあります。

保有株式については、取引状況並びに財務状態、経営成績の状況についてモニタリングを実施し、年1回、当社との提携事業の推移からリスクとリターンを踏まえての保有の合理性・必要性を検討し、政策保有の継続の可否及び保有株式数について見直しを行っております。

さらに、保有株式の議決権行使については、当社の中長期的な企業価値の向上に資するか、また、投資先の株主共同の利益に資するものであるか等を総合的に判断し、適切に行使します。

【原則1－7】関連当事者間の取引

当社は、取締役会規則に基づき、取締役の競業取引及び利益相反取引の承認を取締役会の決議事項とし、これらの取引についての重要な事実を取締役会への報告事項としております。

また、主要株主等を含む顧客との取引についても、取引の重要性及びその性質等に応じて、適宜、必要な審議・承認を経ることにしております。

【原則2－6】企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社における企業年金の積立金の運用は資産運用委員会の審議の下、運用は受託機関により行っております。

同委員会は、労務担当取締役を委員長とし、経理知識を有するメンバーを含めた委員により構成されております。

同委員会は受益者への給付を将来にわたり行うために、年金資産の運用に関する基本方針を定めるとともに、必要な運用収益を確保することを目的に運用受託機関への定期的なモニタリングや必要に応じて外部専門機関の知見も取り入れながら適切な監督を行っており、効率的な年金資産運用を図っております。

また、企業年金の受益者と会社との間に生じ得る利益相反の適切な管理のため、投資先の選定や投資先に対する議決権行使の判断を運用受託機関に一任しております。

【原則3－1】情報開示の充実

(i) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

グループパーパス、企業理念、会社の使命、長期ビジョン、長期経営計画などについては、当社ウェブサイトに記載しております。

(ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書「1. 1. 基本的な考え方」に記載の通りであります。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

本報告書「2. 1. [取締役報酬関係]」に記載の通りであります。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うにあたっては、性別、年齢、及び国籍の区別なく、各々の人格及び見識等を十分に考慮し、その職務と責任を全うできる適任者を指名することを方針としております。

なお、取締役候補者は、取締役会議長の推薦を経て取締役会で決定いたします。

また、監査役候補者は、取締役会議長が候補者を選定し、監査役会の同意を得たうえで、取締役会で決定しております。

(v) 取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選解任・指名についての説明

取締役・監査役候補者の指名、現任の取締役・監査役の解任にかかる理由については、株主総会招集通知に記載することにしております。

【補充原則4－1①】経営陣に対する委任の範囲

当社は、経営の意思決定機関としての取締役会において、法令及び定款に定められた事項、当社の重要事項等を決定しております。

また、経営陣に委ねる範囲については、取締役会規則、付議基準、職務権限規程及び稟議規程等において、代表取締役社長、各取締役、各部門が有する権限を明確に定めております。

【原則4－9】独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

会社法に定める社外取締役の要件及び金融商品取引所が定める独立性基準に従い、取締役の法令遵守、経営管理に対する監査に必要な知識と経験を有し、当社経営陣から独立した立場で社外取締役としての職務を遂行できることを基本的な考え方として選任しています。

【補充原則4－11①】取締役会の多様性に関する考え方等

当社は定款に定められた取締役の員数16名以内において、専門分野や経歴の異なる取締役と独立社外取締役の選任により、多様性と適正規模を確保しつつ、取締役会全体として知識・経験・能力をバランスよく備えた構成となるよう努めております。

また、取締役及び監査役のスキル・マトリックスについては、招集通知及び本報告書の最終頁に記載しております。

【補充原則4－11②】取締役・監査役の兼任状況

社外取締役・監査役のいずれも、当社以外の会社の取締役・社外取締役、社外監査役を兼務しておりますが、招集通知に記載のとおり、取締役会及び監査役会への出席率は高く、業務に専念できていると判断できます。

なお、取締役・監査役の兼任状況については、毎年株主総会招集通知等で開示しています。

【補充原則4－11③】取締役会の実効性評価

当社は取締役会の機能の現状を把握し、実効性の向上につなげることを目的に取締役会全体の実効性の評価を実施しております。

2025年度の取締役会の実効性評価の実施内容及び結果の概要は以下の通りです。

1. 実施内容

【評価対象】：2025年4月～2026年3月に実施の当社取締役会（全13回）

【対象者】：当社取締役及び監査役（計8名）

【概要】：取締役会の「構成」「付議事項」「資料」「雰囲気」「経営課題の議論」に関する設問及び自由記載によるアンケートを実施

2. 分析及び評価結果

アンケートを集計した結果、取締役会の構成、審議の質と量、雰囲気において評点が高いこと、取締役会の実効性向上に向けた取り組み推進状況や、業務執行にかかる意思決定及び監督の両面において高い水準であることから、当社の取締役会は役割及び責務を果たしていると評価いたします。

3. 実効性向上に向けた更なる取り組み

経営課題に関する、より深い議論と十分な審議時間を確保していくため、2025年度のアンケートより、「経営課題の議論」に関する設問を追加いたしました。

今回の取締役会全体の実効性評価を踏まえて改善策を実施し、今後も継続的に取締役会の実効性の向上を図ってまいります。

〔補充原則4－14②〕取締役・監査役に対するトレーニングの方針

当社は、取締役及び監査役がその役割・責務を果たすために必要なトレーニングの機会を提供することを基本方針としています。

就任時には、関連会社が主催する外部セミナーや海外視察団等に積極的に参加することで、必要な知識、あるいは環境の変化に対応するため研鑽を積んでいます。

また、社外取締役・監査役においては、就任時及び就任後も含め、経営戦略、事業・財務状況、組織等に関する説明や意見交換を行い、必要に応じて、事業所（海外出張含む）などへの訪問の機会を設け、当社の理解を深められるようにしております。

〔原則5－1〕株主との建設的な対話に関する方針

当社では、IR担当取締役を選任し、管理本部経営企画部をIR担当部署としています。

株主や投資家との対話にあたっては、IR担当取締役を始めとする幹部が申込みに応じるなど、建設的な対話に向けて積極的に取り組む体制を強化しております。

また、IR活動を通じ、随時プレスリリースを行うなど公正、正確かつタイムリーな情報開示を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
本田技研工業株式会社	2,376,000	24.33
田中共進会持株会	1,270,500	13.01
名古屋中小企業投資育成株式会社	527,400	5.40
田中一郎	514,600	5.27
田中龍郎	450,000	4.60
株式会社商工組合中央金庫	350,000	3.58
田中精密工業従業員持株会	323,500	3.31
株式会社北陸銀行	310,000	3.17
株式会社富山第一銀行	270,000	2.76
株式会社三菱UFJ銀行	160,000	1.63

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 スタンダード
決算期	3 月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	16 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高木 悦郎	他の会社の出身者											○
松山 科子	他の会社の出身者											○

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 - k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高木 悦郎	○	当社の社外取締役としての在任期間は3年となり、社外監査役も含めた通算の在任期間は5年となる。	長年にわたる経営者としての幅広い知識と豊富な経験を有しております。 これらの経験と知見を活かして、当社経営の監督を遂行していただくことが期待できるため、社外取締役として選任しております。
松山 科子	○	当社の社外取締役としての在任期間は1年となる。	デジタル（IT/AI）活用に関する推進業務に長年携わり、DX戦略策定に関する豊富な経験と知識を有しております。 また、複数の事業会社でのダイバーシティメンバー及び学会での幹事を歴任され、ダイバーシティ・インクルージョン活動に関する経験と知識も有しております。 これらの経験と知見を活かして、当社経営の監督を遂行していただくことが期待できるため、社外取締役として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	—
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	3	1	1	1	2	0	社内取締役

補足説明

当社は報酬制度における透明性と客観性を高めるため、取締役会の諮問機関として報酬委員会を設置しております。同委員会は、取締役会によって選定された取締役・執行役員・監査役で構成され、過半数が社外役員となっております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会社の会計記録が経理規定等に準拠して正確に処理され、各種資産の管理・保全が適切に行われているか等について、会計監査人と連携し会計監査を実施しております。また、当社グループにおける通常の内部監査は、監査室長及び常勤監査役の連携により実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
桶屋 泰三	税理士										○			
南 果（戸籍上の姓：廣野）	他の会社の出身者													○

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役

- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先 (f、g及びhのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
桶屋 泰三		他の会社の社外監査役に兼任しております。	税理士としての専門的な知識と豊富な経験を当社の監査に反映していただくため、選任しております。
南 果 (戸籍上の姓: 廣野)	○	他の会社の社外取締役役に兼任しております。	弁護士としての専門的な知識と豊富な経験を当社の監査に反映していただくため、選任しております。

[独立役員関係]

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、その他
---------------------------	-----------------

該当項目に関する補足説明

業績連動報酬につきましては、各事業年度の業績や株主還元、従業員賞与水準を考慮の上、総合的に勘案して決定しております。当該指標を選択した理由は、事業年度における業績価値に対する貢献や株主・従業員への企業責任を果たした度合いを図るものとして重要と判断したためです。

また、譲渡制限付株式報酬につきましては、一定の譲渡制限期間が付された当社普通株式を毎年一定の時期に割り当てる譲渡制限付株式報酬とし、その報酬は、役位、職責等を勘案して決定しております。

なお、役員の個人別の報酬等の内容については、報酬制度における透明性と客観性を高めるため、取締役会の諮問機関として報酬委員会を設置し、取締役会は、報酬委員会より報酬内容等についての答申を得るものとし、その内容を尊重し意思決定を行うこととしております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

2025年3月期における役員報酬の内容は、取締役(社外取締役を除く)3名に対し101百万円、監査役(社外監査役を除く)1名に対し12百万円、社外取締役及び社外監査役に対し15百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の役員報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

報酬は、固定報酬と業績連動報酬等、非金銭報酬等により構成し、固定報酬と業績連動報酬等は現金を月例に案分し支払うこととし、非金銭報酬等は毎年一定の時期に割り当てる譲渡制限付株式報酬とする。

固定報酬:業績連動報酬等:非金銭報酬等の比率は、概ね70%:15%:15%を目安とする。(業績連動報酬等が基準額での支給の場合)

2. 固定報酬の決定に関する方針

固定報酬は、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮し、総合的に勘案して決定するものとする。また、社外取締役やその他業務執行を行わない取締役については、その職務に鑑み、固定報酬のみを支払うこととする。

3. 業績連動報酬等の決定に関する方針

業績連動報酬等は、各事業年度の業績や株主還元、従業員賞与水準を考慮の上、総合的に勘案して決定するものとする。

4. 非金銭報酬等の決定に関する方針

非金銭報酬等は、一定の譲渡制限期間が付された当社普通株式を毎年一定の時期に割り当てる譲渡制限付株式報酬とし、その報酬は、役位、職責等を勘定して決定する。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

報酬制度における透明性と客観性を高めるため、取締役会の諮問機関として報酬委員会を設置する。

取締役会は、報酬委員会より報酬内容等についての答申を得るものとし、その内容を尊重し意思決定を行うこととする。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役の専従スタッフは配置していませんが、必要に応じて監査室及び管理部が適宜対応しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

業務執行、監査・監督の方法につきましては、取締役会、監査役会、経営会議の機関を設置しております。

取締役会 取締役5名で構成し、毎月開催される定時取締役会を通じ、法令または定款に規定する事項の決議並びに重要な業務に関する事項についての報告、審議、決議を行うとともに、各取締役の職務執行状況の監督を行っております。また、その他必要に応じて臨時取締役会を開催し、機動的な経営の実現を目指しております。

監査役会 常勤監査役1名、社外監査役2名の計3名で構成し、各監査役は監査役会で定めた監査方針、監査計画、監査業務の分担等に従い、取締役会及び重要会議への出席や業務執行状況及び経営状態の調査等を通じ、取締役会の職務執行の監査を行っております。

経営会議 毎月取締役会または社長の諮問による経営に関する重要事項の審議及び執行した事項の報告を行っております。

取締役候補者の選任は、取締役会において選定しております。

報酬決定につきましては前記「1. 機関構成・組織運営等に係る事項」の[(6)取締役の報酬関係]に記載の通りです。

会計監査業務執行した公認会計士は長井裕太氏、篠崎和博氏であり、アーク有限責任監査法人に所属し、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、その他7名であります。

監査役の機能の強化に係る取り組み状況

当該取り組み状況に関しましては、前記「1. 機関構成・組織運営等に係る事項」の[(3)監査役関係]に記載のとおりです。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、当社の企業規模、事業内容等を勘案し、監査役設置会社として、経営監視機能の客観性及び中立性を確保する経営管理体制を整えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日前に可能な限り早期発送に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	事務日程を考慮し、可能な限り早期に開催するよう努めております。
その他	株主総会では、スライドを用いた報告を実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ(https://www.tanasei.co.jp)において、投資家向け情報(決算短信、適時開示資料)を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署 管理本部経営企画部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	お客様や社会からの信頼をより確かなものとするため、当社グループで働く人々が実践すべき誠実な行動をまとめた「Tanaka Corporate Governance 私たちの行動規範」を制定しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001を2000年に取得し、環境保全活動にグループをあげて取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は「Tanaka Corporate Governance 私たちの行動規範」を制定し、その中でステークホルダーに対して会社の経営情報等を適時・適切な情報の開示をすることを規定しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

※内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社の全社員が法令及び定款を順守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するため、Tanaka Corporate Governance 私たちの行動規範を行動規範として位置づけて、その徹底をはかる。
- ②取締役及び総務担当部長並びに社外の弁護士を加えた倫理委員会を設置し、企業倫理・コンプライアンスに関する事項を審議する。
- ③監査室は監査役と連携し、定期的に監査を実施し、必要な指導を行い、あわせて監査結果を取締役及び執行役員並びに部門長へ適宜報告する。
- ④当社は企業倫理改善提案窓口の活用、一層の周知徹底を図り、法令・定款の違反行為等の未然防止に努める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①当社は法令及び文書管理規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。
- ②取締役及び監査役は、常時、上記の文書を閲覧できる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社はリスクマネジメントに関する取り組みを推進する担当取締役（コンプライアンス・リスクマネジメントオフィサー）の任命及びコーポレートガバナンス委員会を設置し、全社リスクマネジメント方針及び田中精密グループリスク管理規程に基づき、環境、安全、災害、情報、セキュリティなどについて、全社横断的なリスク管理体制を整備する。
- ②各主管所轄は、各々の担当機能に係る事項についてリスク管理を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会を月1回程度定期的に開催し、法定事項及び経営の基本機能に関する全社の方針・戦略を決定し、経営課題、情報、スケジュールを共有化し、迅速な実行をはかる。
- ②取締役、監査役及び執行役員（以下「役員」という。）が出席する経営会議を月1回程度開催し、執行した重要事項についての報告や経営に関する重要事項について協議及び決議を行う。
- ③各担当役員は、上記会議で決定された基本方針・戦略に基づいて、各部門における具体的な施策を決定し、実施する。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①田中精密グループリスク管理規程において、国内外子会社の財務状況その他重要な情報について、当社への定期的な報告を義務づける。
- ②田中精密グループリスク管理規程に基づき、国内外子会社を含めたリスク管理体制を構築する。
- ③当社は、グループの基本方針・戦略を策定し、これに基づき国内外の子会社が策定した個別の計画・目標の達成状況を定期的に管理する。
- ④Tanaka Corporate Governance 私たちの行動規範を国内外子会社の行動規範として位置づけてグループ全体のコンプライアンス意識の向上をはかる。
- ⑤監査役・監査室は、国内外の子会社に対して定期的に監査を実施し、必要な指導、支援を行う。
- ⑥当社はグループ共通の企業倫理改善提案窓口を通じて、国内外の子会社における法令・定款違反行為等の未然防止に努める。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ①監査役から、補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、監査役と協議のうえ、使用人を置くものとし、その使用人の任命など取締役からの独立性を確保するための必要な事項を定める。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- ①当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、下記の事項を監査役に報告する。
 - (a)当社及びグループ会社に重大な影響を及ぼす事項
 - (b)内部統制システムの整備状況
 - (c)コンプライアンス及びリスクマネジメントに係る自己検証の結果
 - (d)企業倫理改善提案窓口の運用状況
 - (e)その他、監査役が職務遂行上、報告を受ける必要があると判断した事項

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は、取締役会などの重要な会議に出席し、審議資料など業務執行にかかる重要事項を閲覧する。
- ②監査役は、代表取締役、会計監査人と定期的に意見交換を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

（反社会的勢力排除に向けた基本的な考え）

当社行動規範「Tanaka Corporate Governance わたしたちの行動規範」において「反社会的勢力とは、取引を含め一切関係を持たず、これらの勢力からの不当な要求に応じません。」と掲げており、この基本方針に基づき反社会的勢力排除などに努めております。

（反社会的勢力排除に向けた整備状況）

反社会的勢力排除に向けた体制としては、管理部人事総務課を対応部署とし、事案により警察や弁護士、危機管理の外部専門機関と協力し解決できる体制を構築しております。また、平素より警察等の行政機関や外部専門機関等からの情報収集を行い、被害の未然防止に努めております。

V その他

1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

（情報開示体制の概要）

担当部署名 管理本部管理部

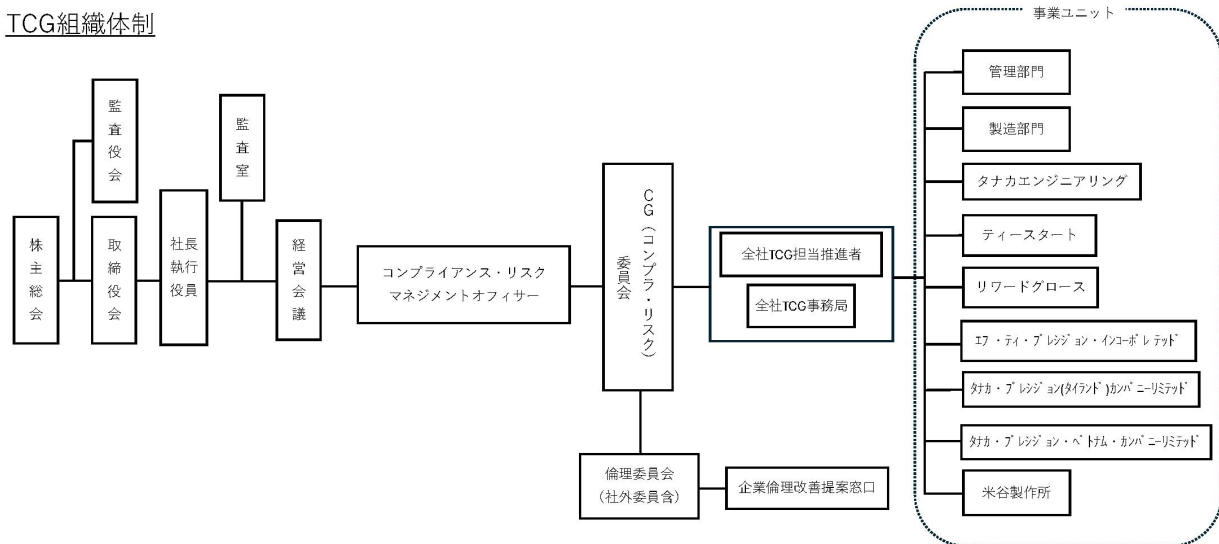
責任者名	取締役執行役員 沖 健司 (情報開示担当)
担当者名	管理本部管理部長 寺山 正信
取組方針	当社は投資家保護のため、投資判断に影響を与えるような重要な会社情報を適時に正確かつ公平に開示する責務があると考えており、当社及び子会社における決定事項、発生事項、また経営計画における予実差異や決算情報など会社の実績や将来性に関する情報等を管理部にて一元的に管理し、原則として取締役会の承認のもと、金融商品取引・株式会社東京証券取引所の諸規則及び要請等を遵守し開示いたします。 情報開示につきましては、TDnetを用いて行い、必要により東京証券取引所内の記者クラブ及び富山経済記者倶楽部へ資料配布すると同時に当社ホームページへも掲載することとしております。 また、内部者情報の取り扱いにつきましても、管理部にて一元的に管理しており、内部者情報管理規程により役職員に漏洩防止措置の徹底を図っております。

【参考書類(1) 模式図】

当社は、透明性の高い経営の実現と企業価値の継続的な向上により、株主、投資家の皆様をはじめ、顧客・取引先・社会から信頼され、継続して成長できる企業であり続けるために、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要課題の一つとして位置付けております。

当社のコーポレート・ガバナンスの体制は次のように図示されます。

TCG組織体制



【参考書類(2)当社取締役及び監査役のスキルマトリックス】

当社の取締役会は専門分野や経歴の異なる取締役と独立社外取締役の選任により、多様性と適正規模を確保しつつ、取締役会全体として知識・経験・能力をバランスよく備えた構成となっております。

取締役及び監査役が有するスキルのうち、主なものに最大5つまで「●」を付けています。

氏名	役職	①企業経営	②ESG・サステナビリティ	③財務・会計	④法務・リスクマネジメント	⑤事業・業界	⑥技術開発	⑦営業・マーケティング	⑧DX・IT	⑨人的資本(ダイバーシティ)
田 中 英一郎	代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員	●				●	●	●		
山 田 勝 也	取締役執行役員	●			●	●	●	●		
沖 健 司	取締役執行役員	●	●	●	●					●
高 木 悦 郎	社 外 取 締 役	●		●		●		●		
松 山 科 子	社 外 取 締 役		●				●		●	●
高 橋 睦	常 勤 監 査 役	●				●	●	●		
桶 屋 泰 三	社 外 監 査 役	●		●	●					
南 果	社 外 監 査 役				●					

スキルマトリックスに使用しているスキル項目及びスキルの定義は以下の通りです。

スキル項目	スキルの定義
①企業経営	実効的な経営判断と、重要な意思決定や戦略策定するための知見や視点を備えている
②ESG・サステナビリティ	企業の持続的成長のため、SDGs、カーボンニュートラル、環境、人権、社会貢献、コーポレートガバナンス等の専門的な知見や視点を備えている
③財務・会計	経営の安定性確保と適正な資本・投資効率の確保に向けて、財務や会計に関する知見や視点を備えている
④法務・リスクマネジメント	法令順守、リスク管理を通じた持続的な企業価値の向上を実現するための的確な戦略を監督・推進する知見や視点を備えている
⑤事業・業界	自社事業の注力すべき分野や市場戦略の把握・構築・遂行・監督する知見や視点を備えている
⑥技術開発	事業における優位性の確保と生産性向上に向けた技術開発に関する知見や視点を備えている
⑦営業・マーケティング	効率的なサプライチェーンと顧客接点を創造する営業戦略を推進する知見や視点を備えている
⑧DX・IT	ITの利活用、DXを通じて、全社的な業務プロセスの改善を推進する知見や視点を備えている
⑨人的資本(ダイバーシティ)	人的資本の適切な確保に向けて、人材の確保・育成、ダイバーシティ推進等、多様な考えを新しい企業価値の創出に繋げる知見や視点を備えている